

ニューカレドニア

主要データ

国名〔英名〕	ニューカレドニア (New Caledonia)
面積 (km ²)	18,575
海岸線延長 (km)	2,254
人口 (人)	297,160
人口密度 (人/km ²)	16.0
GDP (bUS\$)	9.44
一人当り GDP (US\$)	31,752.36
主要鉱産物：鉱石	ニッケル、コバルト
主要鉱産物：地金	ニッケル、コバルト
鉱業管轄官庁	産業鉱山エネルギー局 (Direction de l'Industrie, des Mines et de l'Energie)
鉱業関連政府機関	なし
鉱業法	Code minier de la Nouvelle-Calédonie (鉱業法(2009年4月30日施行))
ロイヤルティ	なし (導入について議会で審議中)
外資法	仏本国法である通貨金融法 (Code monétaire et financier)、外資規制に関する 2003 年 3 月 7 日付第 2003-196 号政令 (Décret n° 2003-196 du 7 mars 2003 réglementant les relations financières avec l'étranger) 及び同日付同政令の適用に関する省令 (Arrêté du 7 mars 2003 portant fixation de certaines modalités d'application du décret n° 2003-196 du 7 mars 2003 réglementant les relations financières avec l'étranger)
環境規制法 (環境影響調査制度、 環境・排出基準の有無等)	新鉱業法(2009年4月30日施行)に、環境関連の認可プロセス、環境回復の義務等の環境保護に関する枠組みが盛り込まれた。
鉱業公社	なし
鉱業活動中の民間企業	SLN(Société Le Nickel)、SMSP(Société Minière du Sud Pacifique)、Eramet、Glencore、Vale、POSCO 等

1. 鉱業一般のトピックス

(1) 政治状況

ニューカレドニアでは、宗主国であるフランスからの独立を巡る論争が続けられており、鉱業界にも影響を与えている。同国では長らく独立反対派が自治政府大統領を務めていたが、Vale の Goro ニッケル鉱山売却騒動を発端とする独立派と独立反対派による政治的混乱を受けて 2021 年 2 月から政府が機能不全に陥った。政府及び議会での数か月の議論を経て、2021 年 7 月 16 日に Luois Mapou 氏が、初の先住民族 Kanak 出身者かつヌーメア協定後では初の独立派の大統領として就任した。同氏は SLN の親会社である Eramet 社の取締役も務めていた。

2021年12月12日に、1ヌーメア協定に則った独立に係る最後の住民投票が実施された。投票率43.87%、有効票78,467票のうち独立賛成票が2,747票、独立反対票が75,720票と圧倒的多数で独立反対となり、引き続きフランス領としてとどまることとなった。今回の国民投票では、先住民族を中心とする独立派がCOVID-19の感染拡大を理由に延期を主張、投票をボイコットしたため投票率が低調となった。独立派は、民意が反映されていないとして、結果に反対している。

(2) ニッケル生産概況

ニューカレドニアでは、SLN社が複数の鉱山からのラテライト鉱採掘とフェロニッケルを生産、Glencoreとニューカレドニア公営企業SMSPによるJVであるKoniambo Nickel社(KNS)がサブロライト鉱を主として採掘、同様にフェロニッケルを生産、Vale社から2021年に権益を取得したProny Resources社がGoro鉱山からのラテライト鉱を湿式製錬にてニッケル水酸化物に加工、生産している。また、SMSPとPOSCOによるJVであるNickel Mining Company社、ニューカレドニア企業であるSociété des Mines de Tontouta (SMT)、Société Minière Georges Montagnat (SMGM)、Maï Kouaoua Minesなどによる、複数の操業鉱山からも、サブロライト鉱が生産されている。2021年のニッケル鉱石生産量はニッケル純分で186.3千tとなり、悪天候及び南部地域での年初の操業停止の影響もあり減少しているもののインドネシア、フィリピン、ロシアに続く世界第4位となっている。同国経済への影響も大きく、ニッケルセクターの2021年GDPは全体の約6%を占める。

同国から輸出されるニッケルの形態は、鉱石、またはフェロニッケル、酸化ニッケル、ニッケル水酸化物の形態となっている。ニッケル鉱石の輸出先は韓国が最も多く、2021年のニューカレドニア政府の統計によると3,216千ウェットトンが輸出された。続いて中国向けが3,126千ウェットトン、日本向けが1,602千ウェットトンとなっている。

フェロニッケルや水酸化物等中間製品の生産は2018年をピークに減少している。2021年はフェロニッケルがニッケル純分で56千t、ニッケル水酸化物がニッケル純分で17千tとなり、それぞれ前年比約13%、約8%の減少となっている。これはProny社が2020年6月以降酸化ニッケルを生産停止していることや、フェロニッケルを生産するSLNの製錬所への低調な鉱石供給、KNSの技術的な問題による操業不調、ニッケル水酸化物を生産するProny社が2021年当初4か月間の操業停止したことなどの影響とされている。

(3) 探鉱動向

同国内では2020年1月時点で約259千ha、1500件に及ぶ探鉱許可(Permis de recherches)、採掘権(Concessions)が取得されており、これは国土面積の約14%を占める。そのほとんどは採掘権であり、探鉱許可は5,000ha程度となっている。取得されている鉱業権のうちSLNが50%を占め、次いでSMSPが18%、Ballandeグループが14%を占める。鉱業権保有者は地表権に係るロイヤルティを支払う必要があり、2020年の地表権に係るロイヤルティ収入は233.76百万パシフィックフランとなっており、この収益はニッケル基金(Fonds nickel)に供される。

(4) 脱炭素政策

世界的な脱炭素の流れを受け、ニューカレドニア政府は、2016年に策定した同国におけるエネルギーtransitionに関する戦略「Schéma pour la transition énergétique de la Nouvelle-Calédonie (STENC)」の改訂版STENC 2.0を、2022年6月に発表した。ニューカレドニアでは国内で消費されるエネルギーの96.9%を輸入される化石燃料(石炭及び石油)に依存しており、また電力の80%は化石燃料から発電されるとして、エネルギー自給率向上に向けた再生可能エネルギーの開発や国内の石炭及び石油火力発電所の閉鎖により2035年までに2019年比で70%のGHG削減を進めるとしている。また同国の主要産業であるニッケルセクターにおける排出削減を目的に2022年5月に同国政府、南部州政府、SLN、Prony Resources社、同国の発電・送配電

事業者である Enercal 社と覚書を締結し、2030 年までにフェロニッケル生産過程におけるエネルギーミックスの再エネ比率を現在の約 20%から少なくとも 50%に高めるとする目標を立てている。

2. 鉱業政策のトピックス

(1) 低品位鉱石の輸出規制動向

同国では、外国へのニッケル鉱石の販売は政府の許可が必要であり、輸出鉱石の年間平均ニッケル品位は 2.15%以下、輸出船 1 隻当たりの最大ニッケル品位は 2.20%とするよう求められている。さらに 2009 年 4 月の鉱業法改正において、国内の特定地域が「réserve géographique métallurgique (Geographical Metallurgical Reserve)」と指定されており、同地域内に位置するニッケル鉱床から採掘されたニッケル鉱石の未加工での外国への輸出を禁止、国内で処理することを義務付ける制度が導入された。2010 年 2 月に本制度に基づき国内の 3 か所が「réserve géographique métallurgique」に指定されており、現在 Tiébaghi、Koniambo、Goro の 3 鉱山が位置している。高コストな鉱山操業に苦しむ Goro 鉱山を有していた Vale や Tiébaghi 鉱山を有する SLN 社は、「réserve géographique métallurgique」内からの低品位ニッケル鉱石の輸出を認めるよう同国政府に働きかけ、2020 年 8 月に政府は同地域内に位置する鉱山からの低品位鉱石の輸出を一時的に許可し、ロイヤルティと輸出税を創設する方針を閣議決定した。政府は同月に鉱業法及び税法の改正法案を議会に提出したが、独立派が地域の発展を阻害するとして同地域内からの鉱石輸出を許可する鉱業法の改正に反対している一方、賛成派が活用されていない低品位鉱石を輸出することで有効活用・経済活性化を主張しており、両者間の議論は継続している。

(2) ロイヤルティ及び輸出税の創設

ロイヤルティ及び輸出税の創設に関しては鉱業法改正と切り離されており、2021 年 1 月に改めて税法改正案が 2021 年 1 月に議会に提出され審議されている。

導入予定のロイヤルティは、ウェットトン当たり一定の料率を適用するとし、その料率は規則により別途定めるとしている。2022 年 9 月に議会に提出された規則案は、販売価格が 6,200 パシフィックフラン未満の場合は 1 ウェットトン当たり 1 パシフィックフラン、販売価格が 6,200 パシフィックフラン以上の場合は 1 ウェットトン当たり 9 パシフィックフランである。支払われたロイヤルティは 4 割が政府に、6 割が鉱山の所在する地元コミュニティに還元される。

輸出税は FOB 価格に応じて計算され、税率は規則により別途定められる。ただし一定価格以下については税率をゼロとすることで、市場価格が下落した際の影響を減じている。2022 年 9 月に議会に提出された規則案では、FOB 価格が 1 ウェットトン当たり 6,200 パシフィックフランを超える場合、1.5%~12%が課税される。税収はニッケル基金(Fonds nickel)に供され、将来世代のために利用される。

(3) 地元コミュニティへの利益還元を意図した鉱業法改正

Vale 社による Goro ニッケル鉱山の売却にあたって、地元コミュニティへの利益還元が最大の争点となった。この問題を契機として、地元への利益還元が十分なされるよう、2023 年 1 月に鉱業法が改正された。

従来の鉱業法では、財務的、技術的能力が担保された事業者に対して個人鉱業認可 (autorisation personnelle minière (APM)) が付与され、本認可を有する企業のみが採掘権を保有できることとなっていた。今般の改正で、公法により資本の過半数が直接的または間接的に管理され、個人鉱業認可を保持しない法人への採掘権の譲渡、リース契約が可能となった。これにより地元コミュニティ企業は、鉱山操業から得られる利益を直接的に享受できる。

3. その他トピックス

(1) Goro 鉱山における廃滓ダムからの液体漏出

Prony Resources 社が操業する Goro 鉱山は、2022 年 8 月の豪雨により廃滓ダムから塩分を含む液体が漏出したことに伴って、同鉱山が位置する南部州当局から同廃滓ダムの水位が規定値を上回った場合は生産量を一定量内に抑えるようにとの行政命令を受けた。同社はこの液体漏出の際に同当局の「廃滓ダムの水位を下げて環境面の是正措置を早急にとること」という要請に従ってダムの水位を大幅に下げの措置を取っており、同当局は液体漏出の再発防止のため今回の行政命令を行った。同社は、この廃滓ダムの液体漏出によって、同鉱山のニッケル生産量は 2022 年 10～12 月四半期に減少する見通しであるが、顧客と契約する販売量に影響は生じないとしている。

(2) 深海底資源開発モラトリアムに向けた動き

ニューカレドニア政府は 2022 年 11 月 23 日、同国の Coral Sea 国立公園を保護するため同国の排他的経済水域内での深海底資源の探査及び採掘を 10 年間禁止する法案を閣議に諮り、全会一致で承認された。今後は議会での審議がなされる見込みである。

(2023. 2. 8 シドニー事務所 片山弘行)